

理容所・美容所を開設された方へ



器具類の消毒

洗浄

家庭用洗剤を付けたスポンジでこすり、十分な流水で洗浄します。
汚れがついたままだと消毒効果が落ちます。

消毒

器具に応じた消毒方法で消毒します。
消毒前に水気を十分に拭き取ります。
方法によっては消毒後に水洗いし乾燥させます。

保管

消毒した器具は使用済みのものと分けて保管します。
ほこりが被らないよう清潔に保管してください。

1 かみそり（頭髪カット用以外のもの） 血液の付着した、又はその疑いのある器具の消毒

種類	方法
煮沸	沸騰後2分以上煮沸する
エタノール	濃度76.9%～81.4%の水溶液に10分以上浸す
次亜塩素酸ナトリウム	濃度0.1%以上の水溶液に10分以上浸す

2 1以外の器具の消毒 （はさみ、くし、クリッパー、頭髪カット用のかみそりなど）

種類	方法
紫外線	85μW/cm ² 以上の紫外線を20分以上照射する
煮沸	沸騰後2分以上煮沸する
蒸気	80℃を超える蒸気に10分以上触れさせる
エタノール	濃度76.9%～81.4%の水溶液に10分以上浸す または水溶液を含ませた綿やガーゼで表面をふく
次亜塩素酸ナトリウム	濃度0.01%以上の水溶液に10分以上浸す
逆性石ケン	濃度0.1%以上の水溶液に10分以上浸す
グルコン酸クロルヘキシジン	濃度0.05%以上の水溶液に10分以上浸す
両性界面活性剤	濃度0.1%以上の水溶液に10分以上浸す

エタノール消毒液は7日以内に、その他の消毒液は毎日交換します。

手指の消毒

器具や手指の消毒は客ひとりごとに！

作業前の手指の消毒は次の方法で行います。

- 1 流水と石けんで15秒以上洗浄する
- 2 速乾性擦式消毒薬（アルコール消毒薬）を乾燥するまで擦り込んで消毒する

施設の衛生管理に自主管理点検表を活用してください。

日頃の衛生管理を、自主管理点検表を使ってチェックし、適宜管理方法を見直してください。自主管理点検表は、毎年3月末に保健所（保健予防課）に提出してください。

氏名・理容師/美容師であることを明示していますか？

例） 名札を着用する 施設に理容師/美容師の一覧を掲示する

こんな時は保健所に届出をしなければなりません。

- ・理容所/美容所の名前を変えた
- ・開設者の名前、住所が変わった
- ・従業員（理容師/美容師、その他従事者）を雇った、やめた
- ・管理理容師/美容師の氏名、住所が変わった
- ・理容師/美容師の氏名が変わった

変更届

構造設備を変更するときは、必ず事前にご相談ください。内容によって、必要な届出をご案内します。

- ★開設者が亡くなり、事業を相続した
- ★事業譲渡により、事業を承継した
- ★法人の合併や分割により、事業を承継した

承継届

- ・理容所/美容所の営業をやめた

廃止届

★の届出は、事前にご案内がありますので、保健所（保健予防課）までご連絡ください。また、ご不明点があるときも、お気軽にお問い合わせください。届出書は、一宮市ウェブサイトに掲載しているほか、窓口でもお渡ししています。



理容所に関すること
ID:1039778



美容所に関すること
ID:1039890

問い合わせ先

一宮市保健所 保健予防課 生活衛生グループ
【新住所】
一宮市和光2丁目1番36号（2025年11月4日移転）
TEL:0586-52-3855（直通）

